

麗しい水環境の創造へ

かいほう

2012
SPRING

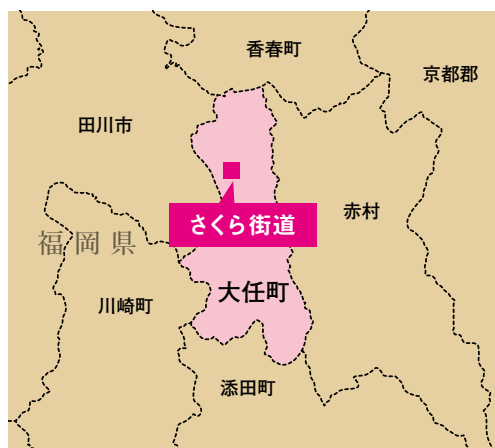
123

春号

一般財団法人 福岡県浄化槽協会



従業員の方々にも広く、ご回覧下さい。



INDEX

理事長あいさつ	1
---------------	---

事業報告

法人運営

「一般財団法人福岡県浄化槽協会」へ移行	2
平成23年度 第3回理事会	3
平成24年度事業計画	4
平成24年度予算	8

検査事業

クロスチェック委員会	9
指定採水員指定講習会	10
指定採水員指定講習会(指定書の更新)	10
11条検査「福岡方式」のフォロー検査	11

研修会

浄化槽技術研修会	12
----------------	----

情報

官庁情報

建築業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について	13
福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の改正について	14
住宅着工数について	15
福岡県の水洗化人口について	16

試験・講習

平成24年度浄化槽関係試験・講習日程	18
--------------------------	----

その他

計量証明書における「計量の方法」の表記の一部変更	19
水質検査項目の紹介(No.1)	20
浄化槽Q&A	21
法定検査の不適正事例	22
人事異動のお知らせ	23

表紙の写真について

田川郡大任町にある「さくら街道」です。
現在、桜は462本、もみじは436本植えられており、蒼天と薄いピンクが見事に調和し、春の到来を視覚で実感させてくれます。その豪華絢爛な景色が人々を引きつけています。

理事長あいさつ

一般財団法人福岡県浄化槽協会
理事長 三浦 正吏



協会機関誌「かいほう」2012年 春号をお届けします。

当協会は昭和49年10月に任意団体として発足した後、昭和52年2月には「財団法人福岡県浄化槽協会」として公益法人の認可を受けて以来35年が経過しました。

この間、県当局並びに市町村等行政機関の皆様、更には浄化槽関係団体の皆様のご指導、そして会員各位の温かいご支援とご協力を頂き、深く感謝を申し上げます。

さて、ここ数年来の懸案事項であった公益法人制度改革への対応については、昨年9月に開催した臨時理事会の承認を得て、福岡県に対し一般法人への移行認可の申請を行っていましたが、本年3月21日に福岡県知事から一般財団法人への移行の公示がなされたことから、4月1日には新法人へ移行するための特例民法法人の解散及び一般財団法人の設立の登記を済ませたところです。

一般財団法人に移行した初年度となります平成24年度には、行政、議会議員や浄化槽関係者の方を対象として、今後急速に進む人口減少社会を見据えた排水処理施設の在り方を考えるシンポジウムの開催を検討しています。

また、法定検査の効率化と設置者への負担軽減を図るために平成10年度から採用しております11条検査「福岡方式」を改良し、法定検査で「不適正」と判定された浄化槽について、翌年の検査で検査員が改善の有無を確認する「フォロー検査」制度を環境省の承認を得てスタートさせます。

さらには、平成17年度から実施して参りました「浄化槽設置基数把握事業」で判明した情報を元に、行政と連携して無管理浄化槽に対する維持管理の徹底や法定検査の未受検者への受検の啓発・推進を行うこととしています。

併せて、かねてから手狭になっておりました筑後検査センターの増築工事を行い、第3号機となります全自動BOD希釈装置と土日対応全自動BOD測定装置を配置して、今後の法定検査の受検数増にも対応することとしています。

協会は新しい組織のもと、新法人としてスタートしますが、これまで以上に「浄化槽の法定検査」や「浄化槽の普及啓発事業」を中核とした公益的な事業を確実に推進して参ります。

役職員一同、事業の推進を通じて協会の基本理念であります「美しい水環境の創造へ」の実現を目指して参りますので皆様からの、なお一層のご指導ご支援をお願い申し上げます。

事業報告

法人運営

「一般財団法人福岡県浄化槽協会」へ移行

当協会は、平成24年3月21日付で福岡県知事から一般財団法人としての移行認可を受け、平成24年4月1日に移行登記を行い「一般財団法人福岡県浄化槽協会」としてスタートしました。

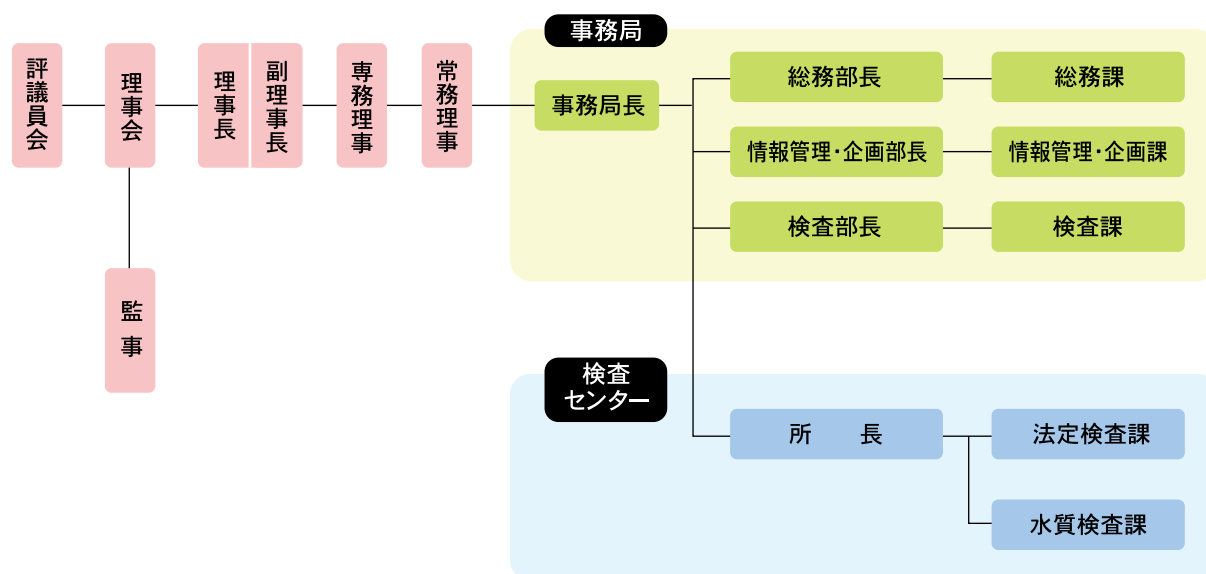
今回、当協会が一般財団法人へ移行するまでの主な経緯は以下のとおりであり、福岡県から承認を受けた公益目的事業は、「浄化槽の普及啓発事業」となります。

なお、新法人への移行に伴い、当協会の組織機構も図のとおり変更されました。

一般財団法人移行までの主な経緯

年 月 日	概 要
平成22年1月12日	最初の評議員の選任方法について、福岡県知事より承認される。
平成22年2月16日	最初の評議員選任委員会を開催。
平成23年9月21日	第2回理事会において、新定款等が承認される。
平成23年10月11日	福岡県知事宛に、一般財団法人の移行認可申請書を提出。
平成24年2月28日	福岡県公益認定等審議会より福岡県知事に対し、当協会が一般財団法人への認可基準に適合する旨の答申がなされる。
平成24年3月21日	福岡県知事より、移行認可書が交付される。
平成24年4月1日	福岡法務局へ、一般財団法人設立登記申請書並びに現法人の解散登記申請書を提出。

新組織機構



平成23年度 第3回理事会

3月14日(水)に平成23年度第3回理事会を開催しました。

三浦会長を議長として議事に入り、出席18名で寄付行為第25条に定める定足数を満たし、本理事会は成立しました。

平成24年度事業計画、平成24年度予算などの議案は、全て全会一致で承認されました。

【第1号議案】 平成24年度事業計画(案)について

【第2号議案】 平成24年度予算(案)について

【第3号議案】 新法人移行に伴う新規規則の制定について

【第4号議案】 現行規則等の一部改正等について

報告事項(1) 新法人移行申請の報告等について

報告事項(2) 設置基数把握事業の最終報告について

報告事項(3) フォロー検査について

報告事項(4) 筑後検査センター増築工事について



理事会のようす



三浦会長の挨拶

I 浄化槽の普及啓発事業

1. 浄化槽の普及促進事業

(1) 普及啓発の推進

市町村が行う浄化槽整備事業への積極的な協力を行うとともに、環境フェアや出前講座を通じて、浄化槽が下水道と比較して遜色のない生活排水処理施設であることや合併処理浄化槽への転換を地域住民に積極的にアピールする。

(2) 啓発資料の作成・配布

水環境保全の推進や浄化槽の普及啓発を行うため、小学校の環境学習に用いるパンフレットを作成し、市町村及び教育委員会に配布する。

また、環境フェアや出前講座等で用いるパンフレット等についても作成配布する。

(3) 新規浄化槽設置予定者啓発事業

浄化槽の正しい知識の普及促進を図るために、浄化槽の設置予定者に対して、浄化槽の仕組み、正しい使用方法、維持管理の必要性、法定検査の受検義務等を記載した啓発資料の送付を行う。

(4) シンポジウムの開催

福岡県等と連携し、行政や議会及び浄化槽関係者を対象に、今後迎える少子高齢化社会における浄化槽の優位性を啓発するシンポジウムを開催する。

2. 専門技術講習会事業

現在、普及している浄化槽は、機種毎に独自の構造を持つものやコンパクト化など多様化しており、これに見合う維持管理技術等が求められている。

浄化槽の適正な施工や維持管理技術の向上を支援するために、浄化槽関係従事者を対象とした研修会・セミナーを開催する。

3. (新規)浄化槽管理者情報整備事業(浄化槽設置基数の実態把握事業)

県保健福祉環境事務所から提供を受けた浄化槽管理者情報を電子データ化し、市町村や関係事業所からの情報提供及び福岡県との連携によるダイレクトメール調査などにより、最新の浄化槽管理者のデータベースを構築するための事業を継続してきたところである。

この情報をもとに、無管理や未受検者に対し、行政と連携しながら、維持管理及び法定検査の受検啓発を行う。

4. 浄化槽情報のネットワーク化事業

浄化槽設置基数の実態把握事業によって精査された浄化槽管理者情報を基に、行政事務情報と指定検査機関の検査情報を一元管理し、相互活用を可能とする情報ネットワークの構築に向けて、福岡県廃棄物対策課との協議を行う。

Ⅱ 浄化槽の法定検査事業・県細則検査事業

1. 浄化槽の法定検査事業

浄化槽法第7条及び第11条に定める検査は、浄化槽が所期の機能を発揮していることを判定する重要な業務であり、この事業を積極的に推進することで健全な水環境の向上に努めていく。

(1) 第7条検査

第7条検査については、行政の指導及び業界の理解により、ほぼ100%の受検率を維持しており、引き続き受検啓発を推進する。

(2) 第11条検査

第11条検査は、全国平均ではその受検率が28.7%(平成21年度)と依然として低率であるが、本県においては、福岡方式の導入により実施率が全国平均を大きく上回る成果を得ており(平成21年度60.8%)、引き続き受検啓発を推進する。

なお、平成24年度の目標件数は、表1のとおりとする。

表1 平成24年度の年間目標件数(件/年)

区 分	目 標 件 数
7 条 検 査	3,600
1 1 条 検 査	98,400
小 計	102,000

(3) (新規)フォロー検査制度の導入

法定検査のより一層の信頼性を確保するため、法定検査の外観検査及び書類検査において「不適正」と判定された浄化槽については、翌年の11条検査時に、浄化槽検査員が現地で外観検査及び書類検査を実施し、改善の有無を確認するフォロー検査を平成24年度から実施する。

なお、予想件数は約300件である。

(4) 定期検査クロスチェック委員会

本委員会は、「福岡方式」の根幹に係わる制度として外部の審査を受ける重要な委員会であるため、今後も同委員会の指示等に対し、適切かつ速やかに検討し、その結果等は関係者に周知するなどして、法定検査の信頼性を確保する。

(5) 指定採水員指定講習会

「福岡方式」による11条検査の適正な実施を推進するために、指定採水員指定要綱に定める指定講習会を毎年開催し、法定検査の推進に必要な指定採水員の確保を図るとともに、講習内容の充実を図る。

なお、今年度は指定採水員の更新年にあたることから、県内6箇所指定採水員指定講習会を開催する。

(6) 調査研究

法定検査等の結果から浄化槽の機能の評価や地域の環境などについて、調査や研究を行う。

2. 県細則検査事業

計量法に基づく計量証明事業所としてBOD等の検査を通じて、公共用水域の水質保全に寄与する。

なお、平成24年度の目標件数は、16,100件とする。

また、(社)日本環境測定分析協会等が実施する外部精度管理に参加し、計量の信頼性と精度の維持・向上を図る

Ⅲ 浄化槽関係資格試験・講習受託事業

1. 浄化槽関係資格試験・講習受託事業

(財)日本環境整備教育センター等が主催する資格試験や講習会について、その開催情報等を速やかに伝達するとともに、事務代行機関として受付等業務を円滑に行う。

2. 浄化槽関係印刷物の頒布事業

各種届出用紙及び印刷物は、各検査センターに配置するなど、利用者の利便性の向上に努める。

3. 浄化槽機能保証制度の推進

保証制度は、浄化槽の信頼性確保のために重要な役割を担っているため、引き続き事業の推進に努める。

Ⅳ 法人運営

1. 関係機関との協調協力

福岡県、福岡市及び久留米市等の行政機関、県内の市町村で組織された福岡県浄化槽推進協議会、(社)全国浄化槽団体連合会・同九州支部、及び九州地区指定検査機関協議会などと緊密な連携を維持し、浄化槽行政や業界の活動に積極的に協力する。

2. 表彰の推進

協会理事長表彰を行うとともに、福岡県知事表彰、全浄連表彰、環境大臣表彰等の推薦を積極的に推進する。

3. 部会活動の推進

各部会の活動を通じ、浄化槽の普及に係る諸問題の解決に向けて、積極的に取り組む。

4. 広報活動の強化

浄化槽に関する情報の伝達媒体として活用している協会会報やホームページについて、その内容の充実を図り、積極的な情報提供を行う。

5. 職員研修の強化

人材育成セミナー及び技術系セミナーの受講や内部研修を計画的に実施し、職員の資質及び技術力の向上を図る。

6. エコアクションの推進

公共用水域等の水質保全を推進するなど、環境保全に取り組む法人であることから、二酸化炭素の排出抑制を図る取組を行う。

V 筑後検査センター増築事業

将来の法定検査受検基数の増加が見込まれることから、手狭となっている筑後検査センターの増築計画が理事会で承認されたところであり、本年度中に同検査センターの増築事業を進める。

また、新法人の基本財産である筑後検査センターの資産価値を維持するためには、計画的な修繕工事が不可欠であることから、修繕引当金を準備する。



平成24年度予算

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:円)

科 目	前年度予算額	予算額	差 異	適用
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益	100,000	0	△ 100,000	
基特受受事	599,200	190,000	△ 409,200	
71計浄化	70,000	30,000	△ 40,000	
受雑	2,800,000	2,800,000	0	
経常	781,500,000	786,960,000	5,460,000	
常増	33,390,000	33,300,000	△ 90,000	
増収	605,000,000	615,000,000	10,000,000	
減収	133,655,000	128,000,000	△ 5,655,000	
の部	175,000	250,000	75,000	
収益	9,280,000	10,410,000	1,130,000	
益計	2,700,000	2,500,000	△ 200,000	
	110,000	160,000	50,000	
	787,879,200	792,640,000	4,760,800	
(2) 経常費用	744,094,532	763,334,000	19,239,468	
役員給	6,167,000	6,300,000	133,000	
退職給	265,462,080	273,350,000	7,887,920	
福利給	2,850,000	2,850,000	0	
旅通減消	13,591,261	20,715,000	7,123,739	
費信価	44,740,800	44,730,000	△ 10,800	
什耗	22,705,251	22,711,000	5,749	
印刷	9,885,500	6,241,000	△ 3,644,500	
燃水賃保	39,596,544	29,629,000	△ 9,967,544	
諸租支委	2,720,000	2,230,000	△ 490,000	
渉支	10,599,000	8,744,000	△ 1,855,000	
管	5,386,946	2,955,000	△ 2,431,946	
役給退福	8,750,000	8,750,000	0	
職利給	2,861,000	2,862,000	1,000	
福利給	6,660,606	6,353,000	△ 307,606	
旅通減消	13,395,226	13,518,000	122,774	
費信価	1,527,113	1,527,000	△ 113	
什耗	860,000	1,440,000	580,000	
印刷	14,690,000	30,990,000	16,300,000	
燃水賃保	1,554,000	1,654,000	100,000	
諸租支委	158,585,205	164,040,000	5,454,795	
渉支	109,000,000	109,000,000	0	
管	459,000	625,000	166,000	
役給退福	2,048,000	2,120,000	72,000	
職利給	20,865,468	21,756,000	890,532	
福利給	6,743,000	6,570,000	△ 173,000	
旅通減消	1,537,920	1,650,000	112,080	
費信価	78,739	125,000	46,261	
什耗	259,200	270,000	10,800	
印刷	1,060,000	1,300,000	240,000	
燃水賃保	2,294,749	2,689,000	394,251	
諸租支委	114,500	219,000	104,500	
渉支	403,456	371,000	△ 32,456	
管	180,000	270,000	90,000	
役給退福	401,000	256,000	△ 145,000	
職利給	13,054	45,000	31,946	
福利給	50,000	250,000	200,000	
旅通減消	39,000	38,000	△ 1,000	
費信価	339,394	447,000	107,606	
什耗	604,774	582,000	△ 22,774	
印刷	22,887	23,000	113	
燃水賃保	3,740,000	3,260,000	△ 480,000	
諸租支委	10,000	10,000	0	
渉支	946,000	946,000	0	
管	20,000	20,000	0	
役給退福	314,795	260,000	△ 54,795	
職利給	1,541,000	1,875,000	334,000	
福利給	52,000	180,000	128,000	
旅通減消	100,000	100,000	0	
費信価	764,960,000	785,090,000	20,130,000	
什耗	22,919,200	7,550,000	△ 15,369,200	
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				
福利給				
旅通減消				
費信価				
什耗				
印刷				
燃水賃保				
諸租支委				
渉支				
管				
役給退福				
職利給				</

事業報告/検査事業 クロスチェック委員会

平成24年2月16日に第3回クロスチェック委員会を開催しました。

今回は、平成23年度8月から11月までの11条検査の実施状況、指定採水員による適正な採水状況、スクリーニング検査の実施状況についての審査が行われました。

なお、検査センター別の水質検査基数、スクリーニング検査基数、現地調査基数は次のとおりです。



クロスチェック委員会の様子

【平成23年度8月から11月】

センター名	項目	8月	9月	10月	11月	合計
福岡	水質検査基数	1,387	1,465	1,425	1,342	5,619
	スクリーニング検査基数	33	45	34	41	153
	現地調査基数	1	0	0	1	2
筑後	水質検査基数	2,948	3,142	3,711	3,565	13,366
	スクリーニング検査基数	134	125	133	152	544
	現地調査基数	2	1	1	2	6
筑豊	水質検査基数	2,207	2,302	2,157	2,381	9,047
	スクリーニング検査基数	98	73	95	88	354
	現地調査基数	4	1	0	0	5
合計	水質検査基数	6,542	6,909	7,293	7,288	28,032
	スクリーニング検査基数	265	243	262	281	1,051
	現地調査基数	7	2	1	3	13

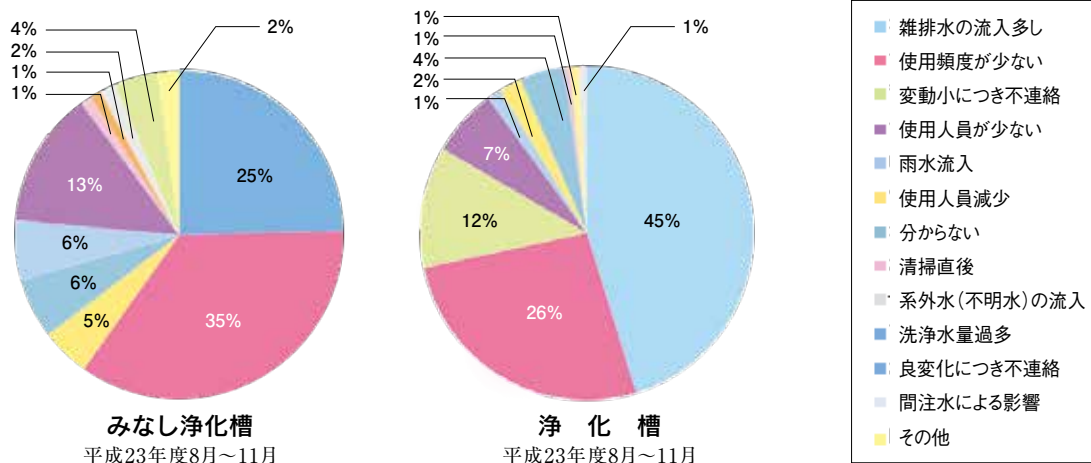
※スクリーニング検査とはBODが一定基準を超過した場合などに行うものです。

※現地調査とは塩化物イオン濃度が一定基準を下回った場合などに行うものです。

指定採水員への聞き取り調査結果

採水された試料の塩化物イオン濃度の結果から、一定基準以下のものについては、指定採水員に対し、該当浄化槽の状態についての聞き取り調査を行っています。

8月から11月の聞き取り結果は次のとおりです。



指定採水員指定講習会

平成24年2月14日(火)に篠栗町のクリエイト篠栗において、新規及び更新の指定採水員指定講習会を開催しました。

今回の受講者は、27名(内訳:新規17名、更新10名)で、講習会終了後、採水員指定書及び指定採水員証明書を交付しました。

指定採水員となられた方々には、指定採水員としての自覚と責任を持って、検査試料の採水をされるようお願いいたします。

平成24年度の新規講習会は9月と2月の開催を予定しています。

平成24年3月末までの指定採水員数は次のとおりです。

地 区	指定採水員数(人)
福 岡	1 9 8
筑 後	2 6 3
筑 豊	3 0 8
合 計	7 6 9



指定採水員指定講習会(指定書の更新)

平成24年度は、指定採水員の指定期限が平成24年度末までの方で、指定書の更新を希望される方を対象とした講習会を開催します。

引き続き11条検査の水質検査の採水を行うには、指定採水員指定講習会を受講し、指定書の更新を受けておく必要があります。

講習会の日程等が決まりましたら、別途お知らせいたしますので、最寄りの会場で受講されますようお願いいたします。

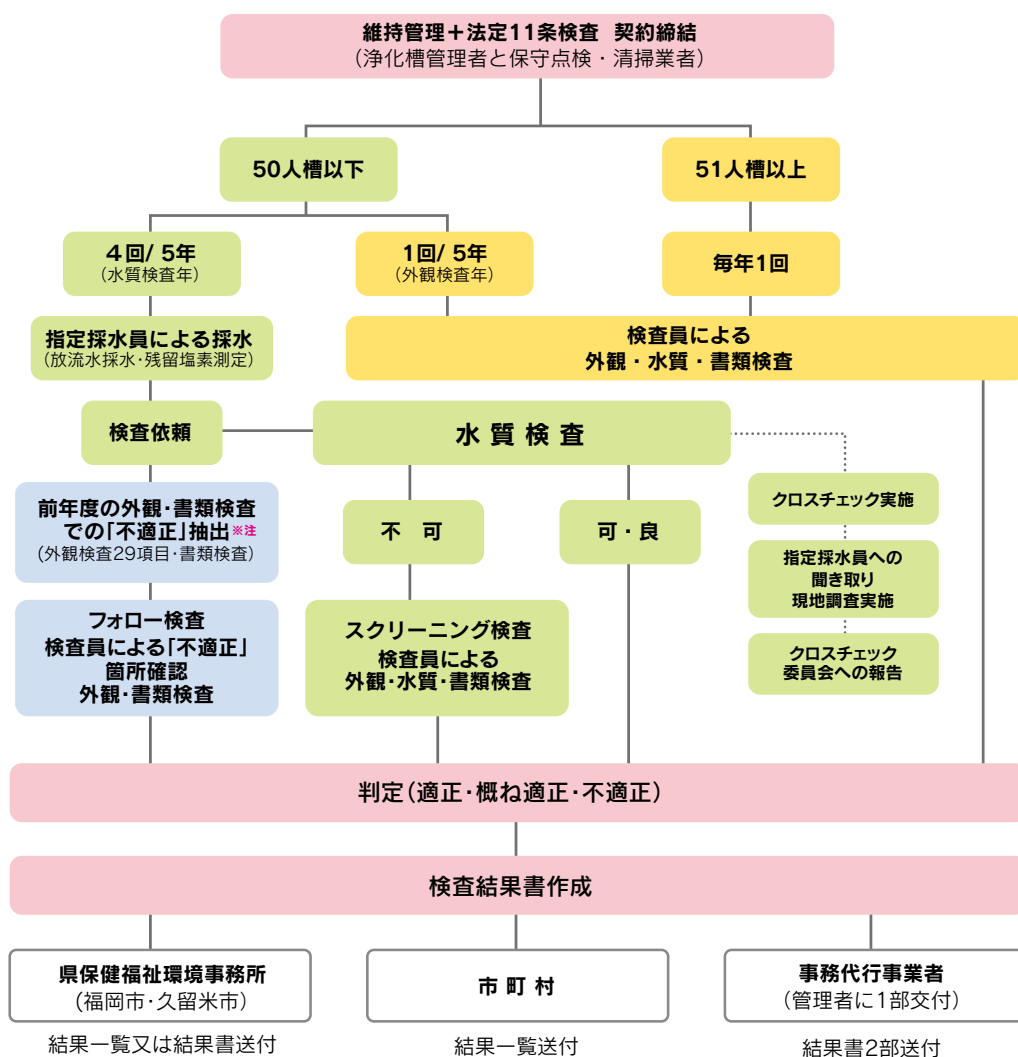
11条検査「福岡方式」のフォロー検査

当協会では、法定検査のより一層の信頼性を確保するために、来年度から11条検査「福岡方式」にフォロー検査を平成24年度から導入します。

フォロー検査とは、7条検査及び11条検査の外観検査において、外観・書類検査により「不適正」と判定された浄化槽の翌年の11条検査は、浄化槽検査員が現地で外観検査及び書類検査を実施し「不適正」な箇所の改善状況を確認する検査です。（フローシートの の部分が追加されたフォロー検査です）

検査対象は、50人槽以下の浄化槽法定検査において、国が定めた法定検査判定ガイドラインに基づく75項目、書類検査6項目のうち、別に定める30項目の判断が「不可」で総合判定が「不適正」と判定された浄化槽が対象となります。なお、11条検査については、前年度外観検査地区が対象となります。

11条検査(福岡方式)フローシート 平成24年度から



※注 前年度の7条検査、スクリーニング検査、フォロー検査を含む

浄化槽技術研修会

平成24年2月10日(金)に飯塚市のイゾカコスモスコモンにおいて、「浄化槽技術研修会」を開催しました。

今回の研修には行政機関から40名、維持管理業者から170名の合計約210名の参加がありました。

内容としては、浄化槽においてトラブルが発生する要因やその対応策の他、特殊な改善事例など、維持管理現場ですぐに活用できる内容であり、維持管理技術の向上に貢献できたものと思われます。

今後もアンケートの内容を参考にして、充実した研修を開催する予定です。



研修内容 浄化槽のトラブル事例と対応策について

講師 (財)日本環境整備教育センター
調査・研究グループ 調査研究第2チームリーダー 加藤 裕之氏

浄化槽工事業者が営業所及び浄化槽工事の現場に掲げる標識について

改正の内容

浄化槽工事業者は、浄化槽工事に係る登録等に関する省令により営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、氏名又は名称、登録番号等を記載した標識を掲げることとなっています。

今回の法改正により、標識の大きさが「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改正されました。

なお、標識については、営業所及び工事現場において公衆が見やすいように掲げる必要があります。

また、当協会が販売している「浄化槽工事業者登録票」及び「浄化槽工事業者登録票」は改正後の基準を満たしておりますので、そのまま使用することは可能です。

改正後

別記様式第8号(第9条関係)

35cm以上	
25cm以上	浄化槽工事業者登録票
	氏名又は名所
	代表者の氏名
	登録番号 知事(登)第 号
	登録年月日
	浄化槽設備士の氏名

別記様式第9号(第9条関係)

35cm以上	
25cm以上	浄化槽工事業者届出済票
	氏名又は名所
	代表者の氏名
	届出番号 知事(届)第 号
	届出年月日
	浄化槽設備士の氏名

改正の概要

民法の一部改正により、未成年後見人に法人を選任することができるようになることに伴い、浄化槽保守点検業者の登録の拒否に係る要件が整備されました。(第5条関係)

改正の内容

浄化槽保守点検業に係る営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者が浄化槽保守点検業の登録を申請した場合における登録拒否事由、すなわち知事が登録を拒否しなければならない事由として、当該未成年者の法定代理人である法人の役員のうち、登録拒否に該当する者がいることを加えるものです。

改正前

家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。

改正後

家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
(家庭裁判所が未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事項を明確化)

改正前

(登録の申請)

第五条 知事は、申請者が次の各号の一に該当する者であるとき又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
- 三 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第十四条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者
- 四 第十四条第一項の規定により事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- 五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
- 六 法人でその役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの
- 七 第十条第一項及び第四項までに規定する要件の一を欠く者

2 略

改正後

(登録の申請)

第五条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
- 三 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第十四条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者
- 四 第十四条第一項の規定により事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- 五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号 又は次号のいずれかに 該当するもの
- 六 法人でその役員のうちに前各号の いずれかに 該当する者があるもの
- 七 第十条第一項及び第四項までに規定する要件の いずれかを 欠く者

2 略

住宅着工数について

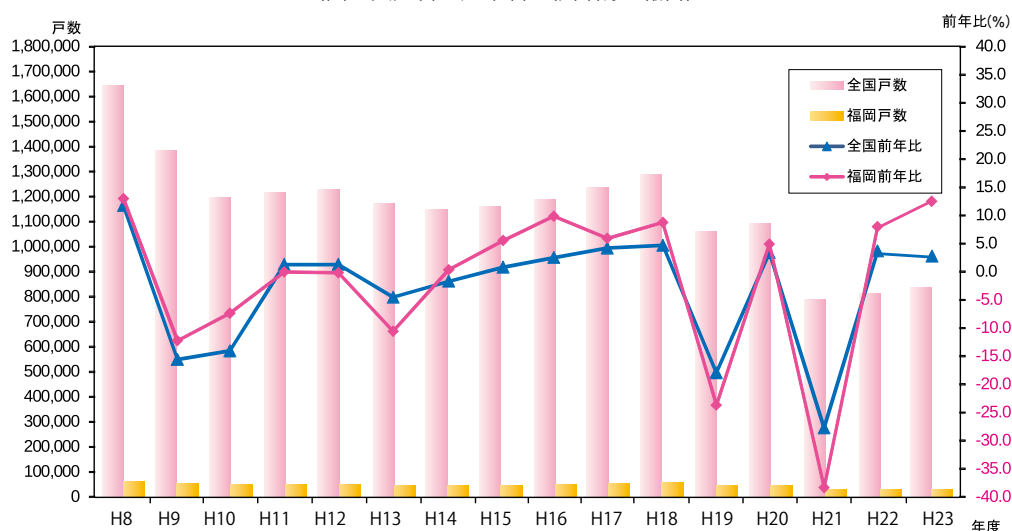
国土交通省の建築着工統計調査報告(平成24年1月31日発表分)によりますと、平成23年の全国新築住宅着工戸数は、前年比2.6%増の834,117戸となり、昨年に引き続き2年連続の増加となりました。

福岡県内においても、前年の全国新築住宅着工戸数が31,156戸であったものが、今年は34,945戸となり、前年比12.2%増となりました。

また、社団法人浄化槽システム協会発表の浄化槽出荷台数推移表によりますと、昨年は前年比2.1%減の140,441基であったものが、今年は前年比0.9%増の141,656基となり、浄化槽出荷台数は増加に転じました。

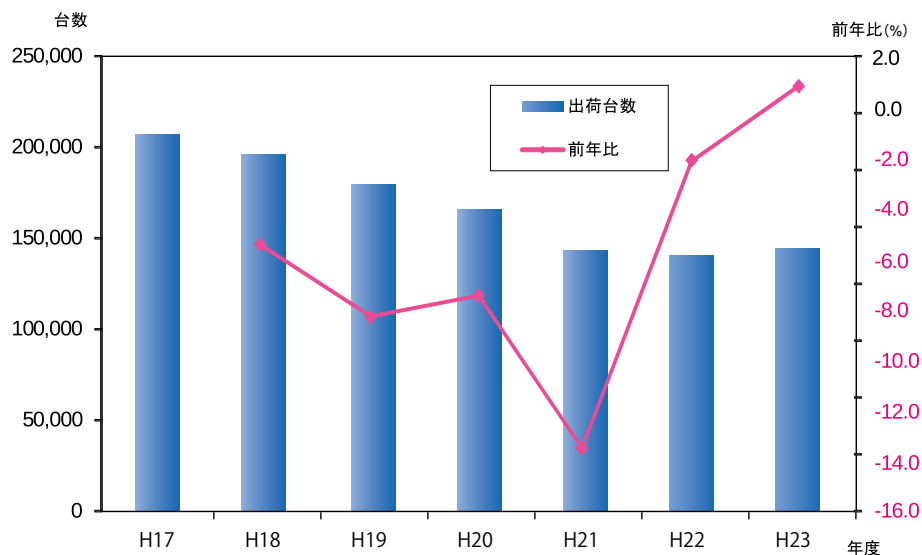
全国及び福岡県内の新築住宅着工戸数の推移

(国土交通省：建築着工統計調査報告)



全国の浄化槽出荷台数の推移

(社団法人浄化槽システム協会：出荷台数推移表)



福岡県の水洗化人口について

環境省の日本の廃棄物処理（平成21年度版：平成23年3月）及び福岡県環境白書（平成23年度版）によりますと、全国及び福岡県内の水洗化人口内訳は、表1とグラフのとおりであり、福岡県では、非水洗化の割合が全国に比べ高くなっています。

また、平成21年3月の福岡県汚水処理構想によると、汚水処理施設の整備完了時の下水道が91.9%、コミプラが0.1%、浄化槽が8.0%となっており、浄化槽については、現在の割合より、低くなるとされています。

しかしながら、北九州市及び大牟田市を除いた県内の市町村を福岡ブロック、筑後ブロック、筑豊・京築ブロックに分けてみると、筑後及び筑豊・京築ブロックでは、汚水処理施設の整備が進んでいないことが、確認できます。

さらに、福岡県内各市町村別の水洗化人口内訳は表2のとおりですが、市町村によっては、汚水処理構想において将来の下水道普及率が高いものの、現時点では遅々として整備が進まないところもあることから、浄化槽による整備計画に変更されることが期待されます。

表 1 全国及び福岡県、福岡県内各ブロックの水洗化人口内訳

（環境省：日本の廃棄物処理 平成 21 年度版）

上段：人口（人） 下段：割合（％）	総人口	公共下水道	コミプラ	浄化槽	みなし浄化槽	非水洗化
全 国	127,429,000 100.0	87,819,000 68.9	297,000 0.2	13,792,000 10.8	14,712,000 11.5	10,810,000 8.5
福岡県	5,066,417 100.0	3,655,495 72.2	23,716 0.5	495,157 9.8	157,291 3.1	734,758 14.5
福岡ブロック	2,362,831 100.0	2,173,524 92.0	8,196 0.3	76,003 3.2	14,185 0.6	90,923 3.8
筑後ブロック	809,978 100.0	300,043 37.0	0 0.0	194,763 24.0	89,713 11.1	225,459 27.8
筑豊・京築ブロック	786,979 100.0	171,609 21.8	15,520 2.0	196,210 24.9	46,325 5.9	357,315 45.4

全国及び福岡県、福岡県内各ブロックの水洗化人口

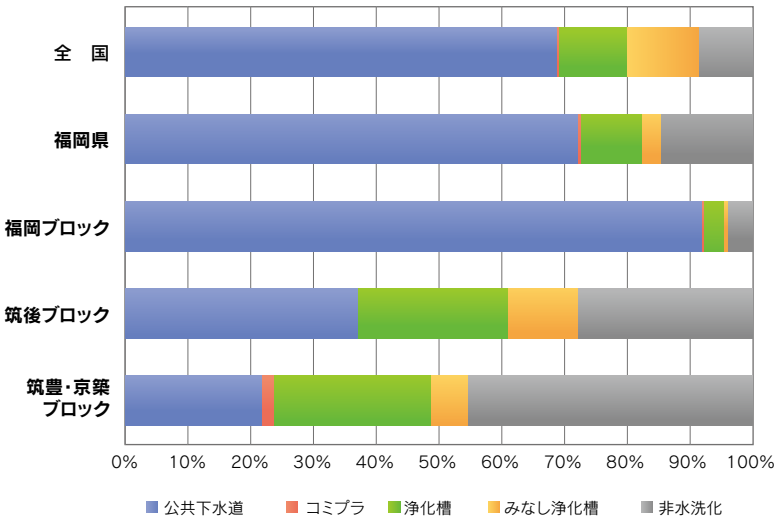


表 2 福岡県内各市町村の水洗化人口内訳

(環境省：日本の廃棄物処理 平成 21 年度版)

	上段：人口 (人) 下段：割合 (%)	総人口	公共下水道		コミプラ		浄化槽		みなし浄化槽		非水洗化	
			人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
福岡 ブロック	福岡市	1,418,652	1,412,692	99.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5,960	0.4
	筑紫野市	100,190	82,323	82.2	2,043	2.0	12,356	12.3	1,994	2.0	1,474	1.5
	春日市	108,851	107,462	98.7	0	0.0	60	0.1	757	0.7	572	0.5
	大野城市	94,647	93,894	99.2	0	0.0	27	0.0	364	0.4	362	0.4
	宗像市	94,900	89,992	94.8	0	0.0	1,749	1.8	144	0.2	3,015	3.2
	太宰府市	68,983	65,188	94.5	0	0.0	1,543	2.2	1,563	2.3	689	1.0
	古賀市	57,852	42,348	73.2	0	0.0	7,288	12.6	619	1.1	7,597	13.1
	福津市	55,923	20,975	37.5	5,574	10.0	15,584	27.9	641	1.1	13,149	23.5
	糸島市	100,643	54,576	54.2	0	0.0	18,507	18.4	2,666	2.6	24,894	24.7
	那珂川町	49,531	43,849	88.5	0	0.0	1,089	2.2	70	0.1	4,523	9.1
	宇美町	37,878	27,925	73.7	0	0.0	4,386	11.6	505	1.3	5,062	13.4
	篠栗町	31,675	25,711	81.2	0	0.0	1,587	5.0	238	0.8	4,139	13.1
	志免町	42,833	38,855	90.7	0	0.0	349	0.8	694	1.6	2,935	6.9
	須恵町	25,935	11,106	42.8	579	2.2	4,193	16.2	952	3.7	9,105	35.1
筑後 ブロック	新宮町	24,256	13,622	56.2	0	0.0	5,037	20.8	2,825	11.6	2,772	11.4
	久山町	8,335	6,129	73.5	0	0.0	435	5.2	61	0.7	1,710	20.5
	粕屋町	41,747	36,877	88.3	0	0.0	1,813	4.3	92	0.2	2,965	7.1
	久留米市	303,595	178,118	58.7	0	0.0	45,871	15.1	31,608	10.4	47,998	15.8
	柳川市	72,974	7,039	9.6	0	0.0	23,763	32.6	13,280	18.2	28,892	39.6
	八女市	71,316	4,783	6.7	0	0.0	22,484	31.5	10,875	15.2	33,174	46.5
	筑後市	48,660	7,290	15.0	0	0.0	14,349	29.5	10,718	22.0	16,303	33.5
	大川市	38,636	2,877	7.4	0	0.0	11,217	29.0	11,791	30.5	12,751	33.0
	小都市	59,055	45,187	76.5	0	0.0	3,066	5.2	814	1.4	9,988	16.9
	うきは市	32,802	14,090	43.0	0	0.0	7,596	23.2	1,352	4.1	9,764	29.8
	朝倉市	58,731	10,162	17.3	0	0.0	24,681	42.0	0	0.0	23,888	40.7
	みやま市	42,283	2,206	5.2	0	0.0	14,252	33.7	2,202	5.2	23,623	55.9
	筑前町	29,309	17,055	58.2	0	0.0	6,640	22.7	688	2.3	4,926	16.8
	東峰村	2,642	0	0.0	0	0.0	1,226	46.4	110	4.2	1,306	49.4
筑豊・京築 ブロック	大刀洗町	15,540	11,234	72.3	0	0.0	2,011	12.9	167	1.1	2,128	13.7
	大木町	14,590	0	0.0	0	0.0	9,285	63.6	3,088	21.2	2,217	15.2
	広川町	19,845	2	0.0	0	0.0	8,322	41.9	3,020	15.2	8,501	42.8
	直方市	58,960	3,800	6.4	7,161	12.1	10,906	18.5	7,496	12.7	29,597	50.2
	飯塚市	132,259	46,954	35.5	113	0.1	35,856	27.1	0	0.0	49,336	37.3
	田川市	51,563	0	0.0	639	1.2	19,896	38.6	7,678	14.9	23,350	45.3
	行橋市	71,892	8,890	12.4	0	0.0	18,673	26.0	11,884	16.5	32,445	45.1
	豊前市	27,856	6,693	24.0	0	0.0	6,944	24.9	512	1.8	13,707	49.2
	中間市	46,033	17,334	37.7	4,572	9.9	7,951	17.3	334	0.7	15,842	34.4
	宮若市	31,066	1,431	4.6	0	0.0	8,798	28.3	1,277	4.1	19,560	63.0
	嘉麻市	44,737	0	0.0	624	1.4	9,290	20.8	4,580	10.2	30,243	67.6
	芦屋町	15,984	15,734	98.4	0	0.0	0	0.0	50	0.3	200	1.3
	水巻町	30,650	18,833	61.4	0	0.0	3,176	10.4	984	3.2	7,657	25.0
	岡垣町	32,641	27,330	83.7	0	0.0	3,497	10.7	0	0.0	1,814	5.6
	遠賀町	19,573	4,519	23.1	0	0.0	11,511	58.8	418	2.1	3,125	16.0
	小竹町	8,938	0	0.0	0	0.0	2,334	26.1	127	1.4	6,477	72.5
	鞍手町	17,773	3,753	21.1	0	0.0	2,033	11.4	252	1.4	11,735	66.0
	桂川町	14,359	0	0.0	620	4.3	5,486	38.2	311	2.2	7,942	55.3
	香春町	12,687	0	0.0	0	0.0	5,533	43.6	619	4.9	6,535	51.5
	添田町	11,682	0	0.0	0	0.0	2,561	21.9	772	6.6	8,349	71.5
	永田町	10,128	0	0.0	84	0.8	842	8.3	820	8.1	8,382	82.8
	川崎町	19,834	0	0.0	0	0.0	6,607	33.3	1,991	10.0	11,236	56.7
	大任町	5,759	0	0.0	0	0.0	1,461	25.4	25	0.4	4,273	74.2
	赤村	3,539	0	0.0	0	0.0	1,061	30.0	154	4.4	2,324	65.7
	福岡町	25,612	0	0.0	1,707	6.7	1,810	7.1	1,802	7.0	20,293	79.2
	苅田町	35,081	10,045	28.6	0	0.0	14,875	42.4	1,142	3.3	9,019	25.7
	みやこ町	22,374	1,254	5.6	0	0.0	7,172	32.1	2,547	11.4	11,401	51.0
	吉富町	7,124	847	11.9	0	0.0	1,748	24.5	300	4.2	4,229	59.4
	上毛町	8,265	0	0.0	0	0.0	3,110	37.6	122	1.5	5,033	60.9
	築上町	20,610	4,192	20.3	0	0.0	3,079	14.9	128	0.6	13,211	64.1

平成24年度浄化槽関係試験・講習日程

平成24年度の浄化槽関係の国家試験と講習会は、次表の日程で実施されます。
なお、申込申請書などの配布は4月以降の予定です。

国家試験	試験期日	試験会場	受講手数料
浄化槽管理士試験	平成24年10月28日(日)	九州ビル 福岡市博多区博多駅南1-8-31	20,200円
浄化槽設備士試験	平成24年 7月 8日(日)	同 上	22,500円

講習会	講習期間	講習会場	受講料
浄化槽管理士講習	【第1回】平成24年6月4日(月)～16日(土) 【第2回】平成24年9月3日(月)～15日(土) 【第3回】平成25年2月25日(月)～3月9日(土)	サンマリノ福岡 福岡市東区箱崎4-36-18	129,700円 ※1
浄化槽設備士講習	平成25年 1月21日(月)～25日(金)	福岡生活食品会館 福岡市博多区千代1-2-4	86,700円 ※2
浄化槽技術管理者講習会	平成24年11月28日(水)～30日(金)	福岡県自治会館 福岡市博多区千代4-1-27	49,000円

※1 浄化槽設備士で受講一部免除を選択される方は、120,200円です

※2 浄化槽管理士で受講一部免除を選択される方は、81,700円です



その他

計量証明書における「計量の方法」の表記の一部変更

平成23年4月1日からの水質汚濁防止法(以下、「水濁法」という)の一部改正にともない、特定事業場の排出水の水質測定が推進されているところですが、この水濁法による水質の計量方法は、下表に示した方法によることと規定されていることから、今後、計量証明書(県細則検査を含む)の以下の検査項目の表記を4月1日から変更しますので、お知らせします。

なお、計量方法の表記は変更になりますが、計量方法は変わりません。

計量の対象	旧 表 記	新 表 記
懸濁物質 (SS)	JIS K 0102 14.1	昭和 46 年環境庁告示 第 59 号付表 9 (ろ過重量法)
ヘキサン抽出物質	JIS K 0102 24.2 (抽出法) および JIS K 0102 24.3 (抽出容器による抽出法)	昭和 49 年環境庁告示 第 64 号付表 4 (抽出・重量法)
大腸菌群数	下水試験方法 3.3 - 7.2 (1) 1) (平板培養法) *計量法第107条の計量 証明対象外	厚生省・建設省令第 1 号 (定型的集落数平均値法) *計量法第107条の計量証明対象外
アンモニア性窒素	下水試験方法 2.2 - 25.3 (イオン電極法)	JIS K 0102 42.4 (イオン電極法)
塩化物イオン	下水試験方法 2.2 - 31.1 (硝酸銀滴定法)	JIS K 0102 35.2 備考 7 (イオン電極による電位差滴定法)

その他

水質検査測定項目の紹介(No.1) pH(水素イオン濃度)

pHとは、水の酸性・アルカリ性の程度を表す言葉です。pHが7の時を中性といい、それより低いものを酸性、高いものをアルカリ性といいます。

家庭などで使用する身近な食品や洗剤のpHを測定した一例を上げると、次のとおりです。

p H 値	区 分	商 品 等
1 ～ 3	強酸性	トイレ用洗剤、浴室用洗剤
約 3	酸 性	お酢
2 ～ 4		炭酸飲料
11～14	強アルカリ性	油污れ用洗剤、カビ取り用洗剤

浄化槽の消毒前の処理水のpHは、5.8～8.6というほぼ中性が望ましいとされています。

中性付近は、多くの微生物の生育に適していて、微生物は活発に活動しますが、この範囲から大きく外れると、微生物の活動が弱くなったり、死んでしまったりするなどの影響が出ますので、浄化槽ではpHを5.8～8.6に保つことが重要となります。

pHを測定することで、強い酸性やアルカリ性の洗剤や特殊な排水が浄化槽に流入していないかの確認や、処理水の硝化作用の進行の度合いを把握することができます。

pHの測定方法は、ガラス電極法を採用しています。ガラス電極は、ガラス電極と比較電極の2つの電極から構成されていますが、一般的なガラス電極は、2つの電極が一体構造となっているため、電極が1つしかないように見えるかもしれません。

また、ガラス電極には、液絡部と呼ばれる非常に小さい穴が開いています。ここから内部液(塩化カリウム溶液)が浸み出して、2つの電極の間で電解反応が起こります。

ここで発生した電位差を測定して、pHに換算するという工程がおこなわれ、pHが測定できる仕組みになっています。

正確なpHを測定するためには、以下の点に注意して下さい。

- ① pH標準液を用いて定期的に校正をする。
- ② 電極の表面が汚れていないこと。
- ③ 液絡部が詰っていないこと。
- ④ 内部液の濃度が低くならないこと。

pHの測定は、電解反応が安定して発生するように保つことが必要ですので、電極を使用した後はきれいに洗浄し、内部液の塩化カリウムが結晶化しないように内部液補充口の蓋をし、また液絡部が乾燥して詰まらないように、蒸留水を入れたキャップをして保管する等の対策が必要です。



pH計



pH自動測定装置(pH計4台組み込み)

その他

浄化槽Q&A

Q

担体流動槽の保守点検のポイントについて教えてください。

A

担体流動状況が前回の点検と比較して変化を生じていないか、以下の項目について確認して下さい。

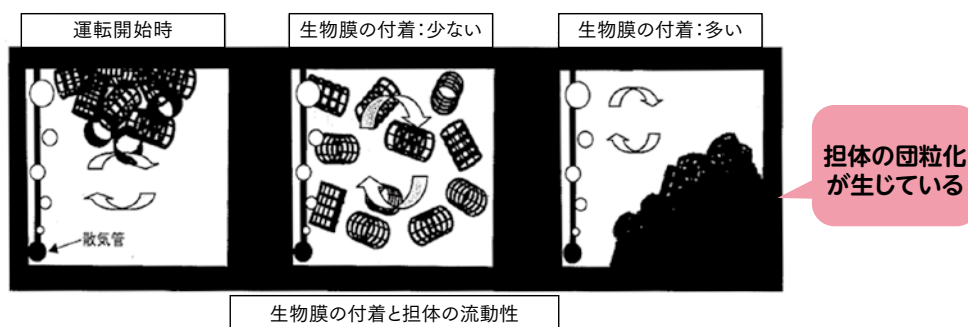
- a. 目視による担体の流動状況《目視できる場合》《担体の偏り》
- b. ばっ気の状態(ばっ気及びばっ気の偏り)
- c. 槽内水の状態(透視度)及びSS濃度
- d. 堆積汚泥の状態《点検できる形式》

上記a～dの点検で異常が認められた場合には、その原因が

「ばっ気条件の不具合」
 「一次処理装置におけるSSの流出」
 「担体の付着固形物の増加(団粒化)」
 「流入BOD負荷量の増加」
 「担体の充填量減少(逆流に伴う異常な水位の上昇、担体の摩耗・破損や担体流出防止装置の破損による担体の流出)」
 のいずれかを判断し、不具合のある部分の改善をして下さい。

担体の流動状況が容易に改善されない場合は、パイプ等の道具により部分的な逆洗を行います。また、担体の団粒化等槽内に過剰な汚泥の蓄積を生じている場合には、清掃の必要性について検討して下さい。

なお、流入BOD負荷の増加により水質が悪化した場合は、ばっ気量を増加させるか、清掃頻度について検討して下さい。



《(財)日本環境整備教育センター発行 コンパクト(小容量)型浄化槽の保守点検テキスト 引用》

事業報告

法人運営

検査事業

研修会

情報

官庁情報

試験・講習

その他

その他

法定検査の不適正事例

浄化槽法第7条検査において「不適正」と判定した事例を紹介します。

状況

流入管に処理対象外の雨水排水管が接続されています。

不適正の理由

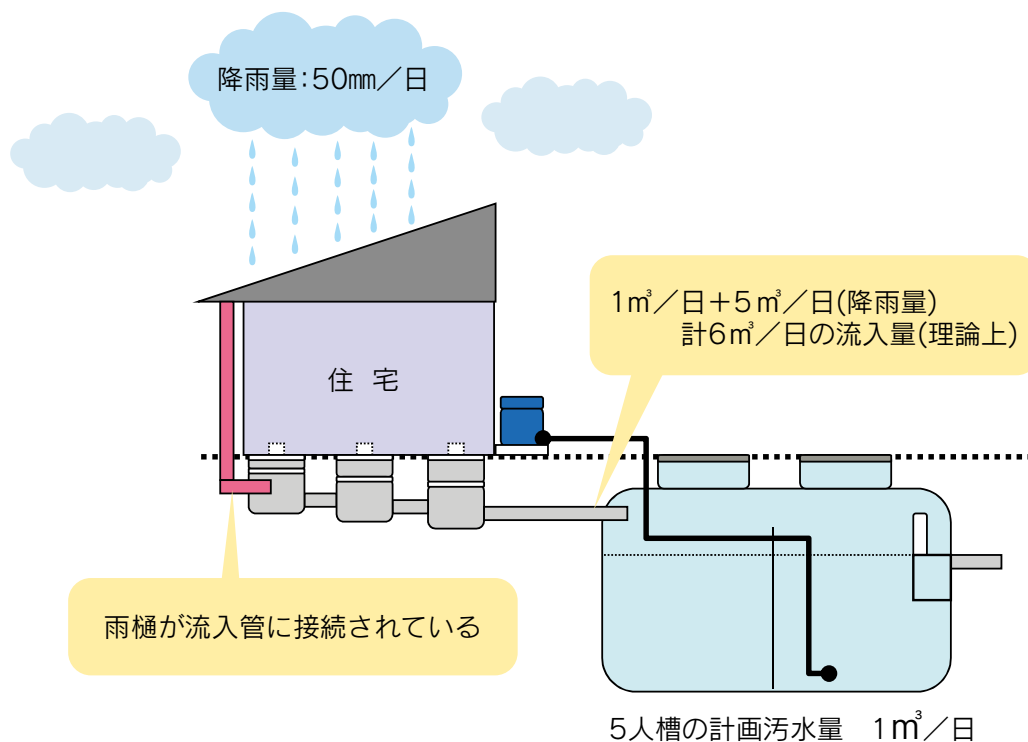
浄化槽法定検査判定ガイドラインでは、雨水排水管の接続が確認された場合の判定は、不適正となります。

改善方法など

雨水排水管を流入管から取り外すなどの施工のやり直しが必要となります。

【参考】 雨水の流入量について

例えば、屋根の面積が 100m^2 の住宅で降雨量が $50\text{mm}/\text{日}$ の場合、浄化槽に $5\text{m}^3/\text{日}$ (理論上)の雨水が流入することになります。5人槽の浄化槽とすると計画汚水量($1\text{m}^3/\text{日}$)と雨水($5\text{m}^3/\text{日}$)計 $6\text{m}^3/\text{日}$ が浄化槽に流入することとなります。



その他

人事異動のお知らせ

平成23年4月1日付けで人事異動を行いました。

事務局



総務部副部長兼総務課長
木本 修二

福岡検査センター



水質検査課
杉本 崇

筑豊検査センター



副所長心得兼法定検査課長
久保 寛宣



水質検査課(新規採用職員)
萩原 広大

筑後検査センター



副所長兼水質検査課長
原 賀一



法定検査課
佐藤 崇



法定検査課
古賀 和英



水質検査課
丸山 雅広



水質検査課(新規採用職員)
日野 絢

訃報

当協会の元副会長でありました、服部新作氏が平成24年1月21日に永眠されました。
昭和57年に当協会の理事に就任され、平成4年からは副会長として16年の永きに亘り、
当協会の発展に多大なご尽力を頂きました。
心からご冥福をお祈り申し上げます。

事業報告

法人運営

検査事業

研修会

情報

官庁情報

試験・講習

その他



久留米城(別名:篠山城)



久留米城外観



久留米城正門跡



久留米城本丸御殿跡の石碑

久留米城は久留米市街の北西に位置し、筑後川が西から南へと大きく蛇行し宝満川と合流する左岸地点の丘の上に築られました。

元和7年(1621年)、丹波国福知山城主有馬豊氏が21万石で封じられ、寛永8年(1631年)筑前国福岡城主黒田長政の指導により筑前堀を完成させ、慶安2年(1649年)から4年掛かりで外郭部を構築し、城下町を整備しました。

以後、明治維新まで久留米は、西国の大藩である有馬氏の居城となりました。

久留米城は、明治4年(1871年)廃藩置県により廃城となり、明治7年(1874年)廃城令によって、大半の城の建造物は解体されました。

その後、明治10年(1877年)に本丸御殿跡地に篠山神社が建造され、昭和35年(1960年)に有馬氏に関する資料を展示するための有馬記念館が建設されました。

昭和58年3月に福岡県の指定文化財になっています。

編集後記

福岡県の省エネ・節電の県民運動に参加しました。夏の節電(7~8月)では、扇風機が大活躍したおかげで前年比30%の電気使用量を削減でき、また、冬の節電(1~2月)では、石油ストーブの大活躍により、前年比48%を削減できました。

一方で、灯油の使用量は大幅に増えたことから、地球環境と財布には優しくなかったのが今後の課題です。(S)

2012
春号
No.123

かいほう



発行年月日：平成24年4月1日

発行所：一般財団法人 福岡県浄化槽協会

〒811-2412

福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2

TEL.(092)947-1800

FAX.(092)947-3636

発行人：三浦 正吏

ホームページ：<http://www.fjkyo.or.jp/>